

Q.1 活動を利用する対象者は高齢者だけに限定する必要がありますか。

A. 助成金の交付要件として活動の対象者は高齢者である必要がありますが、団体独自に取り組まれる活動として、高齢者以外の方（例：障害のある方、子育て世帯等）を対象に含んで活動することは可能です。

Q.2 活動を行う者は高齢者だけに限定する必要がありますか。

A. 本事業は、高齢者の方が活動され、生きがいづくりや介護予防につなげていただくことを目的とした事業になります。ただし、60歳以上の3名の構成員を確保している場合は、60歳未満の方が活動に参加していただいても構いません。

Q.3 ボランティア活動者の報酬に、当該事業の助成金を充当してもよいですか。

A. ボランティア活動を行う方への報酬は、助成の対象経費に当たりません。報酬を支払う場合は、利用料の徴収などにより、別の財源を確保する必要があります。

地域支え合い活動創出コーディネーターについて

京都市では、地域で高齢者を支えていくために必要な生活支援サービスの開発や担い手の養成、ネットワーク構築を行うコーディネーターを各区社会福祉協議会に配置しています。

地域で取り組まれている高齢者向けボランティア活動についても、効果的な活動手法の相談や協力を受けていますので、御活用ください。



地域支え合いボランティア活動 助成事業について

地域の高齢者の皆様が相互に支え合えるまちづくりを進めるため、地域住民の皆様が取り組まれる高齢者の「ちょっとした困りごと」に対する支援活動に対して、活動経費を助成する「地域支え合いボランティア活動助成事業」の募集を行います。

申込締切

令和元年12月6日（金）消印有効

本年度募集件数

25件 ※募集件数に達した場合は、その時点で受付を終了します。

申請及び問合せ先

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65

京都朝日ビル4階

電話:075-746-7734 FAX:075-251-1114

① 助成対象者

60歳以上の構成員を3名以上含む団体・グループ

(個人は不可。法人格の有無は問いません。)

② 助成対象となる活動要件

※次のいずれの要件も満たしている必要があります。

- ① 京都市にお住まいの居宅高齢者を対象とした支援活動であること。
(ただし、申請団体の構成員のみを対象とする活動は助成対象外となります。)
- ② 訪問による生活支援を行う活動であること。
(【例】電球交換、草むしり、花木の水やり、大掃除、模様替え)
- ③ 構成員は原則60歳以上とし、申請時点において3名以上を確保していること。
- ④ 利用者からの依頼や問い合わせに対応する「受付担当者」を1名置くこと。
- ⑤ 利用料を徴収する場合はその単価が、活動を行う方1人あたり1時間900円以下であること。(ただし、実費負担や活動を行う方の交通費を除きます。)
- ⑥ 次の事項を遵守できること。
 - 営利や政治的・宗教的活動を活動の目的としないこと
 - 活動内容（活動の対象者要件や活動可能な区域、利用料の有無等）を明示すること
 - 利用料を徴収する場合、活動依頼者に対して活動実施前に明示すること
 - 活動中に知り得た秘密を保持すること
 - 活動の収支に係る会計帳簿等を5年間保存すること

3

助成対象経費

原則として、助成決定の日から令和2年3月31日までの間で、活動の実施に要する経費に対して助成を行います。

対象となる経費の例	対象とならない経費の例
・活動に必要な備品・物品の購入	・当該活動と関係のない経費
・活動場所の借り上げ費用	・ボランティア活動を行う人の人件費（報酬、交通費）
・活動を周知するチラシの作成費用	・飲食代（ただし、茶菓を除く。）
・活動を行う者の情報交換会や研修会開催のための経費（講師謝礼等）	・施設整備・修繕費
・ボランティア保険の保険料	・他の補助や委託を受けて実施する活動に係る経費
・派遣調整に係る連絡費（電話代等）	
・「受付担当者」に係る人件費（報酬・交通費）等	等

4

助成金の額

1団体当たり30,000円／年度を上限とします。（千円未満切捨て）

5

助成金の交付方法

実績報告書等に基づき、活動実績に応じて「実績払い」で交付します。ただし、活動資金に余剰がない場合等については「概算払い」での交付も行います。

「実績払い」と「概算払い」について

	「実績払い」	「概算払い」
交付方法	・交付決定分の活動経費を使用したあと、助成金の交付を受ける	・最初に交付決定分の助成金の交付を受け、実績に応じて返還手続き等を行う
主な違いについて	・書類の提出等の事務手続きの回数が少ない ・実績に応じて交付を受けるので、助成金を返還する必要がない ・交付決定分の経費について、一旦立て替える必要がある	・書類の提出等の事務手続きの回数が多い ・最終的な審査で認められない場合は、一旦交付を受けた助成金を返還する必要がある ・交付決定後に申請額分の助成金を受け取ることが出来る

6

交付の取消し及び助成金の返還

次の場合は、交付の取消し又は助成金の返還（全額又は一部）を求めます。

- ・本事業の助成対象となる活動の実績がない場合
- ・概算払いで交付を受けた助成金に余剰が発生した場合
- ・助成後に活動を中止した場合（中止時点の利用実績及び助成金の余剰に応じて金額決定）
- ・団体の構成員に、暴力団員や暴力団密接関係者の存在が判明した場合
- ・その他、不正な行為等により助成金の交付を受けた場合

7

申請方法

申請を希望される団体・グループは、申請書類一式（第1～5号様式）を、京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課まで御提出ください。

申込締切

令和元年12月6日（金）消印有効

申請方法

郵便又は持参

8

申請から助成金交付までの流れ

- ・申請は健康長寿企画課で審査のうえ、助成決定します。助成の可否については、書面により申請された全ての団体にお知らせします。
- ・助成団体及び実施される活動については、本市ホームページ等で広く公表・周知させていただきます。
- ・助成団体は、活動実績や収支について、本市が指示する様式により報告していただきます。報告の時期については、交付決定団体宛に別途お伝えします。

